

小平市農業委員会の委員候補者募集要領

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）、小平市農業委員会委員定数条例（昭和29年6月24日条例第5号）、小平市農業委員会委員の推薦及び募集に関する規則（平成29年2月17日規則第2号）により、小平市農業委員会の委員候補者を次のとおり募集します。

1 募集人数

16名

2 農業委員会委員の任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

3 推薦される方または応募する方の資格

- (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事務に関して、その職務を適切に行うことができる方。
- (2) 小平市の区域内に住所を有する方。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではありません。
- (3) 農業委員会等に関する法律第8条第4項各号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者）に該当しない方。

4 推薦または応募の手続き

推薦または応募に当たっては、以下の方法から、該当書式に必要事項を記入の上、提出してください。書類は問い合わせ窓口で配布するほか、市のホームページからもダウンロードできます。なお、提出された書類は返却できませんので予めご了承ください。

- (1) 3人以上の連署による個人が推薦する場合（別記様式第1号）
- (2) 農業者が組織する団体が推薦する場合（別記様式第2号）
- (3) 個人が応募する場合（別記様式第3号）

5 募集期間

令和8年2月24日（火）から3月23日（月）まで

受付時間：持参の場合…平日の午前9時00分から午後5時00分まで

郵送の場合…3月23日（月）消印有効

提出書類は返却しません。

6 推薦及び応募者の情報の公表

推薦及び応募者の状況について、募集期間の中間および期間終了後に、推薦をする方及び推薦を受けた方、応募した方の氏名、職業、年齢、性別等について、法令に従い、市のホームページ等で公表します。(候補者の氏名等は提出先窓口で公表し、閲覧できます。)

7 選考方法および結果の公表

小平市農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類の内容に基づいて評価を行い、選考の結果は書面により候補者本人に通知します。

評価にあたっては、小平市の農業の現状をよく理解し、農業委員会の業務を適切に行える方を選考する他、利害関係者（農業者）以外の方が含まれることや、年齢、性別等に著しい偏りが生じないなどの配慮を行います。

(書類審査に加え、必要に応じて電話連絡による聞き取りや面接等を行う場合があります。)

8 農業委員会の委員の職務

- (1) 農地の権利移動、転用など農地法等に基づく農業委員会の権限に属する事項についての審議や承認
- (2) 農地利用の効率化や無断転用の防止等農地の利用の最適化に関する業務
- (3) 小平市の農業施策に対する協力など農業振興に関する業務
- (4) 地域の農業者への情報提供等

なお、毎月の総会への出席（平日昼間）、研修会等会議への出席及び必要に応じて現地調査等があります。

9 委員報酬

小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、月額報酬等を支給します。

10 その他

農業委員会の委員候補者の募集については、小平市農業委員会委員の推薦及び募集に関する規則に基づき実施します。

11 問い合わせ・提出先

小平市農業委員会事務局（小平市地域振興部産業振興課内）

〒187-8701

小平市小川町2-1333（小平市役所1階）

電話042-346-9533（直通）

<小平市のホームページ>

<http://www.city.kodaira.lg.jp/>